

# 少年事件 Q&A

**【テーマ】 審判廷ではどのような付添人活動をすべきか。**

**【答え】** 成人の場合と異なり、付添人の書証や意見はあらかじめ裁判所に提出してあるが、事案によっては、審判の場で要点を強調すべきである。また、少年や保護者その他の関係者に質問をして、裁判官に要保護性がない（低い）ことを示したり、少年や保護者等が反省を深め更生への決意を新たにす機会となるよう努めるべきである。

## 【解説】

### ●総論—活動の主眼

否認事件の場合は、通常の刑事事件と同様、証人尋問等によって非行事実の不存在を証明していくことが活動の中心となる。本稿では、以下、一般的な自白事件の場合について論じる。

自白事件の場合、審判廷における付添人活動は、審判を少年の更生に、より資するものにするを最大の目的とする。少年審判では、付添人の書証や意見は事前に裁判所に提出してあり、裁判官も全ての記録に目を通しているため、当日はすでに裁判官の内心でほぼ結論が決まっている場合も少なくない。だからといって、審判を形式的なものにしてはならない。裁判官や付添人からの質問に答えることで、言い分や心情など言いたいことを言えたとともに、少年の反省がより深まるよう努めるべきである。それによって、少年自身が処分に納得し、更生への意欲を高めるようにしなければならない。

### ●具体的活動内容

少年審判の進め方は裁判官の裁量に委ねられているが、通常は、人定確認の後、裁判官が送致事実を少年に説明して、間違いがないか尋ねることから始まる。付添人にも陳述の機会が与えられる（少年審判規則29条の2）。

続いて、裁判官から少年に対して質問や説諭が行なわれる。その内容が「懇切を旨として、和や

かに」という少年法22条1項の趣旨に反するような場合（たとえば少年を萎縮させるような場合）は、適宜、付添人から異議を述べる必要がある。少年が質問の意味を正しく理解していない場合や思っていることを上手に話せないときなども、適宜介入して、わかりやすい言葉や答えやすい言葉で聞き直し、面接の時に口にしていた良い言葉を引き出してあげるなどの援助をするべきである。

その後、裁判官から付添人に発言を求めることが多い。ここで付添人からも少年に質問や説諭を行なう（同規則29条の4）。少年が審判に納得し、反省もさらに深まるよう、事前に少年と打ち合わせた質問のみならず、裁判官からの質問の補充やフォローになるように臨機応変な工夫をすべきである。また、保護者、先生、雇用主等にも質問し、少年の更生を支援する社会資源の存在を裁判官にアピールするとともに、少年が自分を思ってくれている人がいると実感できるようにするとよい。

### ●意見の陳述

付添人の意見については、「意見書記載のとおり」と述べて済ませることが多い。しかし、少年側の希望と異なる処分になる可能性がある場合等は、要点を口頭で述べて、主張内容を強調すべきである（同規則30条）。

（子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員  
武藤 暁）